

最高裁判所（第一小法廷） 令和●●年（○○）第●●号 更正請求棄却処分取り消し請求上告受理事件

国側当事者・国

令和3年12月2日不受理・確定

（控訴審・東京高等裁判所、令和●●年（○○）第●●号、令和3年2月24日判決、本資料271号-24・順号13526）

（第一審・東京地方裁判所、令和●●年（○○）第●●号、令和●●年（○○）第●●号、令和2年4月7日判決、本資料270号-47・順号13407）

決 定

申立人	甲
申立人	乙
相手方	国
同代表者法務大臣	古川 禎久
同指定代理人	竹内 新

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和3年12月2日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 岡 正晶

裁判官 山口 厚

裁判官 深山 卓也

裁判官 安浪 亮介

裁判官 堺 徹